

計量制度検討小委員会報告書（平成 20 年 4 月 23 日）抜粋

第 2 適正な計量の実施の確保

計量法の目的を達成するためには、第 1 章の「計量の基準を定めること」の他、「適正な計量の実施を確保すること」が重要である。

「適正な計量の実施を確保する」観点から、計量器の規制、計量証明事業などにおける適正な計量の実施、適正計量管理事業所制度などによる自主的な計量管理の推進について、これらを取り巻く状況の変化等を踏まえ検討を行った。

1. 計量器の規制（検査・検定制度）

計量器は商取引を含む様々な経済活動の適正化、公正化を図るとともに、人々の健康、安全を確保する等国民生活の安定を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

一方、多くの場合、計量時に計量器の精度を一般国民がチェックすることは事実上困難であることから、その信頼性を確保するために、従来から計量器の製造、使用等に関して、計量法に基づき規制を実施している。具体的には、適正な計量の実施の確保のために、計量を伴う経済活動等においては、計量器が使用されなくてはならないことになっており、取引又は証明に使用するために公的規制が必要とされた計量器（特定計量器）については、検定等によりその精度が担保されたものを使用することが求められている。そのため、特定計量器については、経済産業大臣、都道府県知事等が構造及び器差に関して技術上の基準に適合しているかを検定により確認する制度がある。

また、使用状況から構造や器差に変化が生ずるおそれがあると考えられる特定計量器については、必要に応じて定期検査により精度の維持が図られている。

計量器の規制の必要性に関するこのような考え方は、我が国のみならず、国際的にも広く定着したものであり、今後とも、国、地方公共団体又は第三者機関等による規制を実施することが必要である。

（1）規制の対象とすべき計量器**現行制度の問題点**

計量法の規制対象となる計量器（特定計量器）については、これまでも適宜見直しが行われてきた。

昭和 41 年の改正においては、戦後の技術水準の向上の現実を踏まえ、従来は工業用計測器を含めあらゆる計量器を規制対象としていたものを、ユーザーが一部の専門家に限られるような計量器や、取引又は証明の分野にはほとんど用いられないような計量器を中心に大幅に規制対象から除外し、取引上、証明上の計量に一般に広く用いられる 27 品目の計量器に限定した。

平成 4 年の改正においても、取引又は証明上の計量に用いられる蓋然性

が高い計量器等であって、いずれも一般人に広く使用されるものに限定することを徹底し、対象品目を現在の18品目とした。

平成4年以降15年余りが経過し技術水準が更に向上し、それにつれ計量器の使用の実態も変化してきているにもかかわらず平成5年以降規制対象機器については見直しが一度もなされていないこと等から規制対象を必要最小限に見直すことが必要となっている。

新たな方向性

(ア) 基本的考え方

今回の検討に当たっては、基本的には従来からの考え方を踏襲するが、取引又は証明における当事者同士が計量に関する技術的知見を有していたり、JCSの校正証明書や民間による第三者認定・認証制度など取引相手の正確計量についての確認手段が充実していることや、ハードウェアの性能が向上し、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する可能性が低いこと等を踏まえ、計量器毎の使用実態等を見つつ、国や地方公共団体の関与を真に必要なものにするなどにより、必要最小限の規制対象とする。

なお、検査・検定制度について国等の関与を必要最小限とする場合においても、当然のことながら、安全・安心の確保と両立させることが適当である。

(イ) 具体的方針

基本的考え方に基づき、使用実態等を勘案し規制対象計量器の範囲等を見直す。また、例えば、技術的に正確な計量を損なう問題が発生する蓋然性は低く、検定を国等が実施する必要性が低下していると認められる特定計量器については、製品の作り手自体に責任を負わせることが最も確実・効果的に製品等の不具合の発生を抑止するという自己責任の考え方に立ち、事業者に対し技術基準への適合義務を課すことなどにより、現行の適正計量と同等の水準の確保を図りつつ、規制対象計量器を必要最小限とすることを検討する。

この結果、現行の規制対象計量器の範囲については、以下の方針で見直すべきであると考えます。

なお、以下の() () に示された計量器は、現時点における例示であり、今後、更に使用実態等を踏まえた検討が必要である。

() 規制対象から除外する方向で検討すべき計量器

a) 製造や検定実績が少ない又は取引若しくは証明にほとんど用いられない計量器

手動天びん、等比皿手動はかり
分銅
重ポーム度浮ひょう
ユンケルス式流水型熱量計

量器用尺付きタンク

ガラス製温度計（ベックマン温度計を除く）

- b)技術的知見を有している者などにより精度を確認しつつ使用することが適切な計量器

ベックマン温度計

ボンベ型熱量計

- c)その他、技術基準がない等、計量法において規制する意義のない計量器

排水／排ガスの流速計・流量計・積算体積計

アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計）

- () 検査・検定の対象から外すものの、事業者基準適合義務を課すことが適切な特定計量器（後述（２）計量器の規制の方法 参照）

アネロイド型圧力計（アネロイド型血圧計以外のもの）

- () 家庭用計量器（調理用はかり、ヘルスマーター、ベビースケール）

家庭用計量器は、一定の技術基準が設けられており、製造事業者は技術基準適合を自己確認し、一定の表示（マーク）を付して市場に出すこととなっている。

これら家庭用計量器に対して、正確な計量を求めるニーズは引き続きあるものの、一方で、さほどの正確性を求めずむしろ形状及びコストを重視するニーズなどもあり、画一的に技術基準を定めている現行の制度では多様化するユーザーのニーズに応えることは困難となっている。

巻尺などの長さ計については、以前は計量法の対象であったが、現在は規制対象から外れ、今日まで大きな問題は生じていないどころか、精度に応じた J I S が整備され、ユーザーは自分のニーズにあった巻尺を選択できるようになっている。

したがって、家庭用計量器についても、計量法の規制対象から外すことが適当である。

なお、国はユーザーが自身のニーズに対応できるよう、家庭用計量器について J I S の整備など環境整備を行う。

- () 規制の対象に加える計量器

天然ガス自動車へ天然ガスを充填する C N G メーターや、食品をはじめとする大宗の包装商品の計量に利用されている自動はかりについては、一部の関係者から規制の対象とすることについて検討の要望がある一方で、これまでこれらの機器に関して社会

的な問題となるような適正な計量に関する不具合が生じていないこと等から、ただちに規制の対象とはしないものの、中長期的に引き続き検討する。

() その他

平成4年の改正において、規制対象計量器については、社会環境の変化に応じて機動的に見直すべく、政令で規制対象計量器を規定できる措置が講じられたが、平成4年以降、今回まで、対象機器について見直しが行われてこなかった。

今後は、現在、最長の検定有効期間が10年であることを踏まえ、規制対象機器については、少なくとも10年に一度は見直しを行うことが適当と考えられる。